

返済金制度に関する事項

株式会社ベストセブンでは、当社の紹介により採用された求職者が、入社後一定期間内に自己都合による退職した場合、受領した紹介手数料の一部を求人者に返戻する制度を設けています。

返戻率

- ・入社後1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の80%を返戻
- ・入社後1ヶ月を超え、3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%を返戻
- ・入社後3ヶ月を超えた場合は返戻金無し

※求職者本人の都合によらない退職、求人者側の都合による退職等については、原則として返戻の対象外とします。